

福島市告示第90号

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の12第3項の規定により、指定公金事務取扱者を指定したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項の規定により告示します。

令和8年4月1日

福島市長 馬場 雄基

1 指定公金事務取扱者

名称 アマノマネジメントサービス株式会社
代表者 代表取締役 中丸 幸夫
所在地 横浜市港北区菊名7丁目3番22号

2 委託事務

産業交流プラザ使用料（コラッセふくしま駐車場使用料）の
収納事務

3 委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日